

平成29年度高知市保育料(2・3号保育認定)

適用日:平成29年4月1日

階層区分	市区町村民税所得割 (年税額)	4月1日時点で3歳以上児		4月1日時点で3歳未満児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	5,000 (0)	4,900 (0)	7,000 (0)	6,800 (0)
C	市区町村民税所得割非課税世帯	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)	10,000 (5,000)	9,800 (4,900)
D1	48,600円未満	13,000 (6,500)	12,700 (6,300)	15,000 (7,500)	14,700 (7,300)
D2	57,700円未満	20,000 (10,000)	19,600 (9,800)	22,000 (11,000)	21,600 (10,800)
D3	77,101円未満	24,000	23,500	26,000	25,500
D4	87,000円未満	25,000	24,500	27,500	27,000
D5	97,000円未満	26,000	25,500	29,000	28,500
D6	115,000円未満	27,000	26,500	30,000	29,400
D7	133,000円未満	28,000	27,500	37,000	36,300
D8	169,000円未満	29,000	28,500	43,500	42,700
D9	211,201円未満	30,000	29,400	47,000	46,200
D10	301,000円未満	32,000	31,400	54,000	53,000
D11	397,000円未満	32,000	31,400	56,000	55,000
D12	397,000円以上	32,000	31,400	57,000	56,000

多子世帯の保育料の軽減について

B階層で、小学生以上のお子様が1名以上いる場合の保育料は無料になります。
C～D2階層で、小学生以上のお子様が1名いる場合の保育料は基準額表の半額（ ）内の金額、2名以上いる場合は無料になります。

ひとり親世帯等の保育料の軽減について

次の階層に認定された方で、「ひとり親世帯等」及び「在宅障害児（者）のいる世帯」並びに「その他の世帯で市長が認めた世帯」の保育料は次に掲げる金額とします。

階層区分	市区町村民税所得割 (年税額)	4月1日時点で3歳以上児		4月1日時点で3歳未満児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
B	市区町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市区町村民税所得割非課税世帯	3,000	3,000	4,000	4,000
D1	48,600円未満	4,000	4,000	5,300	5,300
D2	57,700円未満	5,000	5,000	7,800	7,800
D3	77,101円未満	6,000	6,000	9,000	9,000

※小学生以上のお子様が1名以上いる場合の保育料は無料となります。